

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について（案）」に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 7 月 4 日  
厚生労働省保険局保険課

「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について（案）」に関して、令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 6 月 15 日（日）まで御意見を募集したところ、計 101 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜集約させていただいておりますのでご了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>（対象年齢を 19 歳以上 23 歳未満とする理由についての御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 19 歳以上 23 歳未満という年齢範囲を設けるのはなぜか。</li><li>・ 年齢を問わず対象とすべき。</li><li>・ 19 歳以上ではなく、成人年齢や、就労可能（義務教育終了）となる年齢以上とすべき。</li><li>・ 特定の年齢層のみ年収基準を変更することは公平性に欠けるのではないか。</li></ul>	<p>今回の見直しは、令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしております。</p>
2	<p>（年収要件をもっと上げるべきという御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 賃金も物価も上がっていることや、社会保険においては所得税法上非課税となる通勤手当なども含まれることなどから、130 万円未満から 150 万円未満への変更では足りず、基準となる額をもっと上げるべき。</li></ul>	<p>今回の見直しは、令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の「130万円」の基準額は、通知が発出された昭和52年当時の物価水準等を勘案して定められたと推察するが、物価変動を適切に反映した金額に変更することを優先すべき。</li> <li>・ 学生は除かれるが、所定内賃金が月額 8.8 万円（年収換算 106 万円）以上であること等の要件を満たす場合は、短時間労働者として健康保険に加入することとなる中で、年収 150 万円未満の設定は妥当なのか。</li> </ul>	<p>未滿の者を対象に被扶養者認定の収入要件を年間収入 130 万円未滿から 150 万円未滿に見直すこととしております。</p> <p>その上で、認定の要件となる認定対象者の年収の基準額を、単に一律に引き上げることについては、これまで進めてきた被用者保険の適用拡大の方向と向きを逆にするものであり、労働者の所得等の状況によっては、被用者保険に加入できなくなるが増えるため、慎重な検討が必要であると考えています。</p>
3	<p>(年収要件は引き下げ又は廃止すべきという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者として被扶養者資格認定の手間・コストは大きく、むしろ年間収入に係る認定要件額については、引下げ・廃止の方向で検討願いたい。</li> </ul>	<p>当該基準額の引き下げ又は廃止については、生活実態に変化がないにも関わらず、保険料を自ら負担することとなる者が生じること、また、子育てや介護等の様々な事情により扶養の範囲内での就労を希望する者が一定数いること等から、慎重な検討が必要であると考えています。</p>
4	<p>(学生であることを要件とすべきという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間労働者の要件との整合性や、本来就業可能年齢であることを踏まえると、「19 歳以上 23 歳未滿」であっても、学生ではない者については、含めるべきではない。</li> <li>・ 「19 歳以上 23 歳未滿」ではなくても、学生である場合（受験浪人等でこの年齢幅を超えた大学生、6 年制大学の学生、大学院生など）は含めるべき。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未滿の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から 19 歳以上 23 歳未滿の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしているため、学生であること自体は要件とはしておりません。</p>

5	<p>(学業の進捗や家庭の経済状況に応じて認定すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学業の進捗に応じて、被扶養者認定をより柔軟に運用する仕組みを導入することが必要ではないか。</li> <li>・被扶養者であるのに130万円以上(150万円未満)の収入が必要な場合に限る、被保険者の収入や貯蓄が多い場合は除くなど、家庭の経済状況に応じて被扶養者認定をすべき。</li> <li>・家庭の経済状況等で130万円以上働かなければならない学生については、むしろ給付が充実する社会保険の被保険者として加入すべきではないか。</li> </ul>	<p>学業の進捗や家庭の経済状況については、認定対象者の個別の事情による部分が大きく、認定要件として一律に設けることは難しいものと考えております。</p>
6	<p>(学生の本業は学業であり、引き上げるべきではないという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「19歳以上23歳未満」は、大学等に在学する学生が多い年齢層であり、学生の本業は学業である。本業をこなしたうえでのアルバイトであること等を踏まえると、130万円から150万円に引き上げる必要はない。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしております。</p>
7	<p>(配偶者を除くことに対する御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ被保険者の配偶者を除くのか。</li> <li>・就業調整対策目的なのであれば、配偶者は除く必要がないのではないか。</li> <li>・被保険者との身分関係が「配偶者」か「その他三親等内の親族」かによって生計維持に必要な収入の金額が変わるとい根拠はないのではないか。単に「所得税法上の特定親族からは外れるから」のみではなく、その合理性、正当性について説明すべき。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしております。</p>

8	<p>(税制改正を踏まえた対応であるなら、他の要件も一致させるべきという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度変更を行うのであれば、税法上の扶養・健康保険法の扶養などの基準を統一したうえで、最低賃金や物価の上昇に合わせた上限改定を行って頂きたい。</li> <li>・所得税法上、特定親族から除かれている「青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者」は除かないのはなぜか。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行っております。</p> <p>社会保険制度と、税制等の他の制度は、それぞれ制度の目的や設計が異なっているため、全ての要件を統一することは困難である一方で、各制度の目的や設計の範囲内で可能な場合には、整合性を図ることも求められるものと考えております。</p>
9	<p>(税制改正と合わせる必要はないという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の扶養と税法上の扶養については、収入の範囲などこれまで異なる認定基準とされてきたことや、健康保険については、「年収の壁・支援強化パッケージ」により人手不足の状況への対応を行っていることなどから、税制改正に合わせる必要がない。</li> <li>・「150万円」という基準だけが税法上の扶養と同じとなることで、かえって加入者の混乱を招く要因となるのではないか。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行っております。</p> <p>社会保険制度と、税制等の他の制度は、それぞれ制度の目的や設計が異なっているため、全ての要件を統一することは困難である一方で、各制度の目的や設計の範囲内で可能な場合には、整合性を図ることも求められるものと考えております。</p>
10	<p>(制度が複雑になることに対する御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19歳以上23歳未満の4年間だけ年間収入に係る認定要件を150万円とする(一定の年齢区分のみ収入基準が異なる)場</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族</p>

	<p>合、23歳を迎える（該当年齢から外れた）被扶養者に対して収入の再確認等を行う必要が発生し、企業・健保組合における事務手続きが煩雑になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が複雑になり、認定対象者や被保険者にとってわかりづらくなる。</li> <li>・健康保険の被扶養者と所得税法上の扶養親族が一致しない場合が多く発生するものと考えられ、実務上大きな混乱を招くことが予見される。</li> </ul>	<p>を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行っております。</p> <p>一方で、今回の要件変更に伴い、保険者等において一定の確認作業等をいただくこととなるため、円滑に運用いただけるよう、今回の通知の施行に際して、運用に係る詳細については、事務連絡等でお示しする予定です。</p> <p>また、社会保険制度と税制等の他の制度は、それぞれ制度の目的や設計が異なっているため、全ての要件を統一することは困難であるため、制度についてご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>
11	<p>（適用拡大と矛盾しているのではないかという御意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この施策は被扶養者を増加させるものであり、国の施策で社会保険の適用拡大をしていることと矛盾しているのではないか。雇用先で社会保険に加入するのを勧めている一方で被扶養者としての収入の金額を広げるのは相反する。</li> <li>・今後、短時間労働者の社会保険適用拡大において、年収要件や企業規模要件の撤廃も予定されていることを鑑みると、学生以外の者については、年収要件を150万円未満に引き上げても、結局社会保険に加入という事になってしまうのではないか。</li> </ul>	<p>働き方に中立的な制度を構築する等の観点から、できる限り被用者保険への移行を促し、「壁」を意識せず働くことのできる環境整備が重要であると考え、これまでも順次、被用者保険の適用拡大を進めてきたところです。</p> <p>その上で、今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行っております。今回要件を見直すこととなるのは、19歳以上23歳未満と限定的なものとなり、対象の多くは短時間労働者として被用者保</p>

		<p>険に加入することのない学生と考えられるため、適用拡大と矛盾するものとは考えておりません。</p>
1 2	<p>(就業調整対策等の観点として対応することは適切なのかという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19 歳以上 23 歳未満の収入要件緩和による就業調整対策の効果は限定的なのではないか。</li> <li>・ 19 歳以上 23 歳未満の若者層は年収 150 万円を超えないよう雇用調整するであろうから、103 万円の壁対策を講じた結果として、新たに 150 万円の壁ができるだけではないか。4 年間という限定的な期間だけ要件を緩和して人手不足解消に対してどれ程の効果があるのか。</li> <li>・ 「就業調整対策等の観点」という政策目的のみで、健康保険法が求める「主たる生計維持」概念を政策的理由で変更することの正当性を十分に説明したとは到底言えず、健康保険法における被扶養者制度の趣旨および構造に照らした再考を強く求める。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行っております。</p> <p>社会保険制度と、税制等の他の制度は、それぞれ制度の目的や設計が異なっているため、全ての要件を統一することは困難である一方で、各制度の目的や設計の範囲内で可能な場合には、整合性を図ることも求められるものと考えております</p>
1 3	<p>(被扶養者の範囲が広がることについての御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者の財政が厳しくなっている中で、保険者財政にマイナス影響を与える本案には反対。収入がわずかでもあるものはしかるべき保険料を支払うのが本筋であり、被扶養者として保険料負担を免除される範囲は限定されるべき。</li> <li>・ 19 歳以上 23 歳未満の収入要件を 150 万円未満にすると、保険料がかからない被扶養者の加入者が増え、医療費やその他の給付や保険事業の費用がかかり、保険料の料率が上がり、加入者に負担になる。被扶養者のいない加入者との保険料の負担割合の不公平感が広がる。</li> </ul>	<p>働き方に中立的な制度を構築する等の観点から、できる限り被用者保険への移行を促し、「壁」を意識せず働くことのできる環境整備が重要であると考え、これまでも順次、被用者保険の適用拡大を進めてきたところです。</p> <p>その上で、今回の見直しは、令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19 歳以上 23 歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から行</p>

		うものです。
14	<p>(適用時期についての御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険組合では毎年扶養調査を行っており、その途中での収入要件の変更は混乱するので、適用日を来年1月からにしていきたい。</li> <li>税法上の施行日と合わせ、健康保険も令和7年12月1日から適用の方が分かりやすい。税法は施行されていないのに、健康保険は10月1日から適用するのはどうなのか。</li> <li>令和7年10月からの適用を強く希望する。令和7年10月に資格を取得した被扶養者から適用という意味なのか。</li> </ul>	<p>適用時期については、なるべく早く適用してほしいとの御意見もいただいている一方で、通知発出後からの準備期間も考慮した上で、令和7年10月1日からの適用としております。</p> <p>なお、今回の見直しは令和7年10月1日以降に被扶養者となった者のみならず、現在被扶養者となっている19～22歳の方についても適用となります。そのため、同日以降に被扶養者の認定の適否に係る再確認が行われる場合は、今回の通知に基づき確認が行われます。</p>
15	<p>(昭和52年通知のうち他の基準も見直すべきという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の扶養認定要件の緩和については反対。見直すのであれば、昭和52年に決めた基準そのものを抜本的に見直すべき。</li> <li>現在も60歳以上と60歳未満で上限が異なり、この60歳もそもそも昔の年金受給年齢であるが、現在は60歳で年金を受給できないため、60歳である必要もない。</li> <li>「認定対象者の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満である場合」という要件（以下「2分の1要件」という）も緩和すべき。現在の要件である認定対象者の年間収入が130万円未満かつ被保険者の収入の2分の1未満であるという条件から考えられる被保険者の収入が年収260万円未満の場合、年収の上限緩和を行っても被扶養者と認定することはできない。</li> <li>「被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合」という要件も緩和すべき。学生等で仕送りを受けている場合、仕</li> </ul>	<p>今回の見直しは、令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなったことを踏まえ、税制改正の趣旨との整合性を図る観点から19歳以上23歳未満の者の被扶養者認定の要件を見直すこととしております。</p> <p>その上で、昭和52年通知のうち他の基準について、一律に緩和することについては、これまで進めてきた被用者保険の適用拡大の方向と向きを逆にするものであり、労働者の所得等の状況によっては、被用者保険に加入できなくなる者が増えるため、慎重な検討が必要であると考えています。</p>

	<p>送り額が少ないとそれより少なくするためにアルバイトによる収入を制限することとなるため、この部分を緩和して欲しい。例えば「仕送り額とは関係なく、税法上の扶養の範囲内の収入であればよい」とすることはできないのか。</p>	
16	<p>(事務連絡等で明確化すべき事項があるという御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のような点について、事務連絡等で明確化すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「年収の壁・支援強化パッケージ」の事業主証明による被扶養者認定の取扱いは、新たに150万円の壁となる19歳以上23歳未満の被扶養者についても適用となるのか。</li> <li>・「特定扶養控除親族や特定親族特別控除の対象となること」と「健康保険の被扶養者の収入要件を満たすこと」は必ずしも一致しないということか。</li> <li>・今回変更となる要件以外の扶養認定の基準(2分の1要件など)や健康保険の「収入」には非課税の手当(通勤手当など)も含まれ得るという点は従来と変わらないのか。</li> <li>・保険者は何をもってどのように確認を行うのか。</li> <li>・「19歳以上23歳未満」とはいつ時点の年齢で判定するのか。</li> <li>・「19歳以上23歳未満」から外れた時点での被扶養者認定から削除する必要があるのか。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>今回の通知の施行に際して、運用に係る詳細については、御意見をいただいた点も踏まえ、必要に応じて、事務連絡等でお示しする予定です。</p>
17	<p>(賛成の御意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度税制改正により、特定扶養控除の収入条件が103万円から150万円に引き上げられた一方で、健康保険の被扶養者要件が依然として原則130万円であること等を踏まえると、結局働き控えをしてしまうことを懸念していたので、</li> </ul>	<p>本案に賛成の御意見として承ります。</p>

	<p>働く人はもっと働くという選択肢が増えるのは良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・税法上の扶養ラインと同一とする点については分かりやすく良い案だと思う。</li><li>・近年の医療費が非常に高いことは承知しているが、19 歳以上 23 歳未満の者はあまり医療費がかかる年齢層ではないので、その者が健康保険の扶養にいても、保険者としても組合財政に大きな悪影響はないと考える。</li><li>・19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に限定すれば、収入要件が150 万円未満と変更されても健康保険組合の扶養認定への影響はほぼないので特に異論はない。</li><li>・税制改正と社会保険の改正が一致していることは、労働者・企業双方にとって理解と運用が行いやすく、今回の変更は実施目的と照らし合わせて有効であると考えます。</li></ul>	
--	---	--

※上記のほか、1 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。